

改訂 平成 29 年 4 月
改訂 令和3年6月
改訂 令和6年4月

＜基幹統計＞

ガス事業生産動態統計調査

記入要領

(様式 1-1, 1-2 用)

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

目 次

1. ガス事業生産動態統計調査について	3
(1) 調査の目的	3
(2) 調査の法的根拠及び秘密の保護	3
(3) 調査の対象	3
(4) 調査の方法・期日	3
(5) 問い合わせ先	7
2. 月次・四半期調査 共通事項の記入について	7
(1) 事業者区分	7
(2) 公営・私営区分	11
(3) 事業者名・報告義務者名	11
(4) 所在地等	11
(5) 記入担当者名	11
(6) 事業者コード	11
3. 月次調査票（数量調査・様式 1-1）の記入について	12
(1) 標準熱量	12
(2) 各調査項目の記入	13
I 原料	13
II ガス生産量及び購入量内訳	14
III 製品ガス生産・購入・販売・在庫	15
IV メーター取付数	16
V 調定数	16
VI 託送供給	17
VII 労務	17
4. 四半期調査票（金額調査・様式 1-2）の項目への記入について	19
VIII 原料	19
IX 製品ガス購入・販売	19
X 託送供給	20

1. ガス事業生産動態統計調査について

(1) 調査の目的

この調査は、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に実施するものです。

(2) 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づいた報告義務のある調査(基幹統計調査)として、ガス事業生産動態統計調査規則(昭和 26 年 3 月 31 日総理府令第 11 号)によって経済産業省が実施するものです。また、この調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。

(3) 調査の対象

ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 12 項に規定するガス事業者(同条第 10 項に規定するガス製造事業者を除く。)が対象です。

ガス事業法の改正前後の事業者区分と調査票の対応関係は、以下の表のとおりです。

平成 29 年 3 月 31 日まで	調査票様式	平成 29 年 4 月 1 日以降
一般ガス事業者	様式 1-1、1-2	ガス小売事業者 (特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)
大口ガス事業者		
ガス導管事業者		一般ガス導管事業者 特定ガス導管事業者
簡易ガス事業者	様式 2	ガス小売事業者 (特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)

(4) 調査の方法・期日

① 数量調査(月次調査・様式 1-1)

この調査は毎月 1 日から末日までの 1 か月間に関する事項を調査票(様式 1-1)に記入し、毎月提出するものです。

また、提出にあたっては以下の「③報告の方法」を参照の上、翌月の 10 日までに提出してください。

＊ 調査期間は原則として毎月 1 日から末日までの 1 か月間です。

やむを得ない場合は起算の日を定め(例えば 20 日、25 日など)、その日から 1 か月間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後みだりに調査期間の変更をしないようにしてください。

また、調査期間の変更を行った場合は、必ず調査票の報告先に連絡してください。

② 金額調査(四半期調査・様式 1-2)

この調査は毎四半期(四半期最初の1日から四半期末日までの3ヵ月間)に関する事項を調査票(様式 1-2)に記入し、以下に示す時期に「①数量調査」と一緒に提出してください。

1 月～ 3 月分	： 当該年	5 月分調査	(〆切: 6 月 10 日)
4 月～ 6 月分	： 〃	8 月分調査	(〆切: 9 月 10 日)
7 月～ 9 月分	： 〃	11 月分調査	(〆切: 12 月 10 日)
10 月～ 12 月分	： 翌年	2 月分調査	(〆切: 3 月 10 日)

③報告の方法

経済産業省本省又は報告義務者※1)の住所又は管理に係る工場等の所在する地域を管轄する経済産業局等((5) 問い合わせ先を参照)への調査票(紙)による報告方式、又は e-Gov 電子申請システム※2)を使用したオンライン報告方式(経済産業省本省へ報告)により報告してください。

なお、同一の報告義務者※1)の管理に係る工場等が複数ある場合は、経済産業局等に登録することにより、合計数を経済産業局等ごとにまとめて報告することができます。

但し、経済産業局等が管轄する複数の地区でガス事業を行う場合は、経済産業局等ごとに調査票を分けて報告してください。

調査票の記入方法・提出方法は以下のとおりとなります。

(例)

ケース		調査票の記入及び報告方法
1	報告すべき項目に係る数量・金額が全て1つの経済産業局等管内で計上する場合 例) 全ての報告すべき項目に係る数量・金額が関東経済産業局(以下、関東局という。)管内地域で計上する場合	●関東局に報告
2	報告すべき項目に係る数量・金額が複数の経済産業局等管内地域で計上する場合 例) 関東局管内地域で原料、生産・購入、販売量、調定数、託送供給に係る項目を計上、東北局管内地域で販売量、調定数、託送供給に係る項目を計上する場合	●関東局へ報告する調査票 原料、生産・購入に係る数量・金額を記入する。関東局管内地域のみで計上する販売量、調定数を関東欄に数量・金額を記入する。 託送供給に係る数量・金額は関東局管内地域分を記入する。 ●東北局へ報告する調査票 原料、生産・購入に係る数量・金額は東北局管内地域では計上しないため記入しない。 東北局管内地域のみで計上した販売量、調定数を東北局に数量・金額を記入する。 託送供給に係る数量・金額は東北局管内地域分を記入する。 ※従業者数は、主たる事務所を置く方(関東が主たる事務所の場合は、関東局提出分の調査票)に寄せて記入可。
3	報告すべき項目に係る数量・金額が複数の経済産業局等管内地域で計上する場合 例) 原料、生産、購入、販売量、調定数、託送供給に係る項目が関東局管内地域・東北局管内地域それぞれで計上する場合	●関東局へ報告する調査票 関東局管内地域のみで計上した原料、生産・購入に係る数量・金額を記入する。 関東局管内地域のみで計上した販売量、調定数を関東欄に数量・金額を記入する。 関東局管内地域のみで計上した託送供給に係る数量・金額を記入する。 ●東北局へ報告する調査票 東北局管内地域のみで計上した原料、生産・購入に係る数量・金額を記入する。 東北局管内地域のみで計上した販売量、調定数を東北欄に数量・金額を記入する。 東北局管内地域のみで計上した託送供給に係る数量・金額を記入する。

ケース	調査票の記入及び報告方法
	る数量・金額を記入する。 ※従業者数は、主たる事務所を置く方（関東が主たる事務所の場合は、関東局提出分の調査票）に寄せて記入可。

※1) 報告義務者とは、ガス事業者の管理責任者(ガス事業者に属する工場等(事業場を含む。)の管理者を含む。)を指します。

※2) e-Gov 電子申請システムについて

● 本統計調査では、電子申請システムを使用したオンライン報告を推奨しています。

(各府省庁のオンライン調査の推進のための取組の指針である、「オンライン調査の推進に関する行動計画指針(平成27年4月17日 オンライン調査推進会議申合せ)」により、基幹統計調査、月次・四半期の調査周期の統計調査等はオンライン調査の優先的かつ計画的な取組を推進することとされています。)

● オンライン報告のメリット

記入した調査票の Excel を e-Gov 電子申請システムを使用して提出するものです。調査票回答や提出のしやすさの観点から、報告者の負担軽減・利便性の向上に資するものです。例えば、調査票提出のための郵送作業が不要になります。本統計調査は月次、四半期の調査であるため、オンライン報告の手続を行えば、毎回の提出作業の負担減が可能です。

● オンライン報告の方法について

e-Gov のホームページより、「e-Gov 電子申請について」をご覧ください。またオンライン報告にはガス事業生産動態統計調査専用の ID と PW が必要です。発行の手続きについては所管の経済産業局へお問い合わせください。

e-Gov アカウント登録を行い申請が可能です。方法については下記 e-Gov のホームページ詳細をご参照ください。

・e-Gov 電子申請について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/about-appli>

・電子申請の利用方法について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure/>

・利用準備について

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

(5) 問い合わせ先

本記入要領及び報告に関するご質問は、以下の経済産業省本省及び各経済産業局等へお問い合わせください。

(本省)

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業 部 ガス市場整備室 (TEL:03-3501-2963)

(経済産業局)

北海道経済産業局資源エネルギー環境部 ガス事業室(TEL:011-709-8353)

東北経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(TEL:022-221-4941)

関東経済産業局資源エネルギー環境部 ガス事業課 (TEL:048-600-0411)

中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課ガス事業室 (TEL:052-951-2820)

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 電力・ガス事業課(TEL:076-432-5589)

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部電力・ガス事業課 (TEL:06-6966-6046)

中国経済産業局資源エネルギー環境部 ガス事業室 (TEL:082-224-5745)

四国経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業室(TEL:087-811-8533)

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 (TEL:092-482-5525)

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課 (TEL : 098-866-1759)

【e-Gov 電子申請システムに関するお問い合わせ】

e-Gov利用者サポートデスク	
電話番号	050-3786-2225
受付時間	4月・6月・7月 平日 : 午前9時から午後7時 土日祝日: 午前9時から午後5時まで 5月、8月から3月: 平日 午前9時から午後5時まで ※土日祝祭日および、年末年始(12月30日～1月3日)は受付を休止いたします。
e-Gov 電子申請システム ヘルプ (利用ガイド、FAQ など)	https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help

2. 月次・四半期調査 共通事項の記入について

(1) 事業者区分

該当する事業者区分に「●」を記入してください。複数の事業区分に該当する場合は、その全てに●を記入してください。

(例) ガス小売事業と一般ガス導管事業を営む場合

事業者区分	
ガス小売事業者	●
一般ガス導管事業者	●
特定ガス導管事業者	

なお、事業者区分ごとに調査票は分けておりません。例えば、ガス小売事業と一般ガス導管事業を営む場合は、各事業に係る項目について同一の調査票に記入してください。

但し、1事業者が「一般ガス導管事業者」とガス事業法第72条第1項で規定する「特定ガス導管事業者」を兼ねている場合は、調査票を分けて記入してください。

また、各区分の事業者が記入する調査項目は次の図(色分けした調査票)のとおりです。

但し、最終保障供給に係る数量や金額については、一般ガス導管事業者であっても、「ガス小売事業者が記入すべき項目」に含めて記入してください。1事業者が「ガス小売事業者」と「一般ガス導管事業者」を営む場合は、最終保障供給に係る数量や金額とそれ以外を区別せず、合算してください。

また、「特定ガス導管事業者」が「ガス小売事業」を営まずに卸供給を行う場合は、「ガス小売事業者が記入すべき項目」であっても、卸供給に係る量や金額を記入してください。(卸供給だけでなく、原料や生産・購入等に係る数量や金額がある場合は、該当する項目欄に記入してください。)

事業者コード

年 月分
(標準熱量 メガジュール)



政府統計

ガス事業者が記入すべき項目
一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者が記入すべき項目
事業者共通の記入項目

基 幹 統 計 (ガス事業生産動態統計)

ガス事業生産動態統計調査票 <月次>

様式1-1
<月次>

秘

I 原料

	液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別 :) (単位 :)
受 海 外 購 入 量				
入 国 内 購 入 量				
自 家 生 産 量				
消 ガ ス 化 用				
加 熱 用				
費 そ の 他 用				
液 ガ ス 事 業 者 向 け				
売 り そ の 他				
月 末 在 庫				

II ガス生産量及び購入量内訳

(単位:1,000メガジュール)

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気 化 後 液 化 天 然 ガ ス			
天 然 ガ ス			
気 化 後 液 化 石 油 ガ ス			
そ の 他 石 油 系 ガ ス			
そ の 他 ガ ス			

III 製品ガス生産・購入・販売・在庫

	量 (単位:1,000メガジュール)
製 品 ガ ス 生 産 量	
ガ ス 事 業 者 か ら の 製 品 ガ ス 購 入 量	
ガ ス 事 業 者 以 外 か ら の 製 品 ガ ス 購 入 量	
加 熱 用	
自 家 消 費	
卸 供 給	
地区 用途	家庭用 商業用 工業用 その他用
製 北 海 道	
品 東 北	
ガ 関 東	
ス 中 部 ・ 北 陸	
近 畿	
販 中 国	
売 四 国	
量 九 州 ・ 沖 縄	
月 末 在 庫	

IV メーター取付数 (単位:個)

取付数

V 調定数

(単位:件)

地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
北 海 道					
東 北					
関 東					
中 部 ・ 北 陸					
近 畿					
中 国					
四 国					
九 州 ・ 沖 縄					

VI 託送供給

(単位:件、1,000メガジュール)

	小売託送	自己託送	連結託送
件 数			
量			

VII 労務

(単位:人)

従 業 者 数	
---------	--

事 業 者 名	(事業者名)	(報告義務者) 役職:	
報 告 義 務 者 名		氏名:	
所 在 地 等	(〒)	電話番号:	
記 入 担 当 者 名	所属:	氏名:	メールアドレス

事業者コード

年 月分



政府統計

基 幹 統 計（ガス事業生産動態統計）

ガ ス 事 業 生 産 動 態 統 計 調 査 票 <四半期>

様式1-2
<四半期>

秘

Ⅷ 原料

（単位：千円）

				液化天然ガス	液化石油ガス	その他 （種別： ）
受	海	外	金	額		
入	国	内	金	額		

Ⅸ 製品ガス購入・販売

（単位：千円）

				金額			
ガス事業者からの製品ガス購入							
ガス事業者以外からの製品ガス購入							
卸 供 給							
地区		用途		家庭用	商業用	工業用	その他用
製 品 ガ ス 販 売	北	海	道				
	東		北				
	関		東				
	中	部	・ 北 陸				
	近		畿				
	中		国				
販 売	四		国				
	九	州	・ 沖 縄				

Ⅹ 託送供給

（単位：千円）

		小売託送	自己託送	連結託送
金	額			

事業者名	(事業者名)			(報告義務者) 役職:	
報告義務者名				氏名:	
所在地等	(〒)				電話番号:
記入担当者名	所属:		氏名:		メールアドレス:

経済産業省

〇〇この調査は、統計法平成十九年法律第五十三号に基づき基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。
統計法には、統計作成の目的以外には使用されません。
調査票情報に秘密の保護に万全を期します。

(2) 公営・私営区分

公営事業者は「公営」、私営事業者は該当する資本金区分に「○」を記入してください。

(3) 事業者名・報告義務者名

「事業者名」には貴事業者の名称、「報告義務者名」には役職及び氏名を記入してください。

また、本社以外の場合は、事業者名に続き、工場・事業場名等を記入してください。

経済産業局等が管轄する複数の地区で事業を行う場合は、経済産業局等ごとに調査票を分けて記入・報告してください。

(例) ㈱○○○○○ガス○○○工場

○○ガス株式会社(東北地区分)

○○ガス株式会社(関東地区分)

(4) 所在地等

「所在地等」には所在地(連絡先電話番号を含む)を記入してください。

(5) 記入担当者名

提出された調査票の内容について経済産業局等から確認等の連絡をする場合がありますので、担当者の所属部署及び氏名(電子メールアドレスがある場合はアドレスを含む)を記入してください。

(例) ○○○○○事業部 ○○○○○課 資源 太郎

(6) 事業者コード

この調査に際してあらかじめ通知された事業者コードを記入してください。

3. 月次調査票(数量調査・様式 1-1)の記入について

(1) 標準熱量

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者においては、託送供給約款のある事業者は託送供給約款記載の標準熱量を記入してください。託送供給約款のない事業者は最終保障供給約款記載の標準熱量を記入してください。

小売事業者においては、託送依頼先における導管事業者の標準熱量を記入してください。

扱う標準熱量が複数ある場合は、「¥」※で区切って、すべてを記入ください。(供給契約等の熱量に幅がある場合は、実績等に基づく合理的な供給熱量を記入してください。)

また、熱量が単位に定められている以下の記入項目には、ガス量にこの標準熱量を乗じた値を 1,000 メガジュール(以下、「MJ」と記載します。)単位で記入してください。

Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳(単位:1,000 MJ)

Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫(単位:1,000MJ)

Ⅵ 託送供給のうち(量)(単位:1,000 MJ)

<例>ガス量(m^3)の 1,000 MJ への換算(標準熱量:41.8605MJ/ m^3 の場合)

$$1,000\text{MJ への換算} = \text{ガス量}(\text{m}^3) \times \text{熱量}(41.8605\text{MJ}/\text{m}^3) \div 1,000$$

※ オンライン報告の場合、「¥」以外の「、」「／」空白などで区切るとシステムエラーを発生する可能性があります。

(2) 各調査項目の記入

I 原料

「原料」とは、製品ガス※を生産するため直接消費される素材(但し、水及び空気を除く。)及びガス化するために必要な装置で加熱用に消費される素材をいいます。

なお、「天然ガス」は、国内天然ガス井から採掘したガスをいいます。

※「製品ガス」とは、熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガスをいいます。

(1) 受入

①海外

自社が海外から調達した原料の「購入量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

「その他()」欄には、調査票に記載されている種別以外の原料について記入してください。その場合、()内に品種名及び単位を明記してください。

②国内

国内で調達した原料の「購入量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。海外産の原料であっても、国内で購入した場合は、国内の項目欄に記入してください。

「その他()」欄には、調査票に記載されている種別以外の原料について記入してください。その場合、()内に品種名及び単位を明記してください。

(2) 自家生産量

自家生産した原料の「自家生産量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

このうち、「天然ガス」は、自らが天然ガス井から採掘し製品ガスの原料とした量を単位未満は四捨五入の上、記入してください。ただし、採掘したガスを液化した場合は、液化したガス量を「液化天然ガス」に記入し、「天然ガス」から差し引いてください。

「その他()」欄には、掲載されている種別以外の原料について記入してください。その場合、()内に品種名及び単位を明記してください。

(3) 消費

①ガス化用

製品ガスを製造するために使用した原料の数量を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

なお、内熱式など加熱燃料の数量を算出することが困難なとき及び製造ガスの増熱用として使用したものも「ガス化用」に含めてください。

②加熱用

地下タンクのヒートフェンス加温用や気化器に使用するスチーム精製用など、ガスを製造するための加熱用として使用した数量及びボイラー用に使用した数量を、単位未

満は四捨五入の上、記入してください。

ただし、液化天然ガス、液化石油ガスを気化させるための温水ボイラー等を使用した液化天然ガス、液化石油ガスは、「加熱用」とせず「ガス化用」としてください。この場合、温水ボイラー等に用いた気化後液化天然ガス、気化後液化石油ガスは、「Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳」の生産量に含めてください。

③その他用

「ガス化用」、「加熱用」以外の用途(冷水機・圧送用コンプレッサーのガスエンジン用、試運転用、燃焼用ボイルオフガス(停泊している船の本船発電機の燃料として使用するもの)や、託送ガスの熱量調整用等に使用した「量」及び処分した「量」を「その他用」として、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

(4) 液売り

受入及び自家生産した原料を、液体のまま他の事業者等に販売することをいいます。

①ガス事業者向け

ガス事業者向けに販売した「量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

②その他

ガス事業者向け以外に販売した「量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

(5) 月末在庫

事業者及び事業者の工場、事業場構内にあるもの、並びに構外にあってもこれに準ずるもの(※)の数量を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

なお、棚卸し等により帳簿上の数量と現品との間に差異が生じた場合は、現品の数量を記入してください。

※ガス製造事業者を含む他者へ液化天然ガス等の製造・保管を委託している場合、他者が製造・保管している自社分の原料の月末在庫も計上すること

Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳

(1) ガス生産量

ガス化用に投じられた原料から生産した気化ガス毎に 1,000MJ単位で記入してください。ガス製造事業者に委託して生産した分も含めてください。

このうち、「天然ガス」の項目には、「Ⅰ 原料 ガス化用」に計上したガス量を 1,000MJ単位で記入してください。なお、ガスの種別は以下のとおりとします(購入量内訳も同様)。

気化後液化天然ガス: 液化天然ガスをガス化したガス

天 然 ガ ス : 国内天然ガス井から採掘したガス

気化後液化石油ガス: プロパン、ブタン等液化石油ガスをガス化したガス※

そ の 他 石 油 系 ガ ス: 石油精製過程で発生するオフガス等

そ の 他 ガ ス : 「Ⅰ 原料 その他」欄に記入した原料から生産した製品ガス
で、以上のいずれにも該当しないガス

※「Ⅰ 原料(3)消費①ガス化用」に記入した量に相応する生産量を記入してください。製品ガスの増熱用分も含めてください。増熱用分の算出が困難な場合は按分してください。

(2) ガス事業者からの購入

他のガス事業者から導管により「卸購入」した製品ガスのガス量を主たる原料の種別ごとに、1,000MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

(3) ガス事業者以外からの購入

ガス事業者以外から導管により「卸購入」した製品ガスのガス量を主たる原料の種別ごとに、1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫

(1) 製品ガス生産量

製品ガスとして生産したガスの量を、1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。「Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳」に計上した「生産ガス」の合計量と同数になります。

ガス製造事業者に委託して生産した場合は、その分も含めてください。

(2) ガス事業者からの製品ガス購入量

他のガス事業者から製品ガスを卸購入している場合は、その「量」を 1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。「Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳」に計上した「ガス事業者からの購入」の合計量と同数になります。

(3) ガス事業者以外からの製品ガス購入量

ガス事業者以外の者から製品ガスを卸購入している場合は、その「量」を 1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。「Ⅱ ガス生産量及び購入量内訳」に計上した「ガス事業者以外からの購入」の合計量と同数になります。

(4) 加熱用

製品ガスを製造するために消費した製品ガスの「量」を 1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

(5) 自家消費

加熱用を除き、自家消費(基メーターを通過する前に自家消費した量を含む)した製品ガスの「量」を 1,000MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

(6) 卸供給

他のガス供給業を営む者へ卸供給した「量」を 1,000MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

(7) 製品ガス販売量

製品ガスの販売量を、用途別に分類の上、各経済産業局等が管轄する各地区の項目欄に記入してください。

①家庭用

一般家庭用向けに販売した「量」を 1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

②商業用

旅館、百貨店、オフィスビル、劇場、娯楽場等向けに販売した「量」を 1,000MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

③工業用

原料、素材の製造及び加工等の用途向けに販売した「量」を 1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

④その他用

商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けに販売した「量」を 1,000MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

(8) 月末在庫

月末在庫は、ガスホルダー内の製品ガスの「量」を 1,000 MJ 単位で、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

IV メーター取付数

料金算定の基礎となるメーターをいい、料金算定の基礎とならない「子メーター」、通過メーター、サブメーター等と呼ばれているものを除いたメーターの取付数を記入してください。

V 調定数

ガス料金の請求書の発行枚数をいいます。

但し、同一のメーターについて、調査期間内に 2 回以上請求書を発行した場合であっても、調定の数値を「1」としてください。

①家庭用

一般家庭用向けの「調定数」を記入してください。

②商業用

旅館、百貨店、オフィスビル、劇場、娯楽場等向けの「調定数」を記入してください。

③工業用

原料、素材の製造及び加工等の用途向けの「調定数」を記入してください。

④その他用

商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けの「調定数」を記入してください。

VI 託送供給

託送供給とは、ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であって経済産業省令で定める範囲内のものに依拠して、当該他の者に対して導管により製品ガスの供給を行うことをいいます。

(1) 小売託送

小売託送とは、託送供給のうち、需要場所で払い出す託送供給をいいます。

報告義務者が調査期間内に取り扱った「件数」及び「量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。報告義務者がガス小売事業も営むガス導管事業者である場合は、自社小売分は含めないでください。

(2) 自己託送

自己託送とは、託送供給のうち、他の者から導管により製品ガスを受け入れ、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者の製品ガスの需要に応じて製品ガスの供給を行うことをいいます。

報告義務者が調査期間内に取り扱った「件数」及び「量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。なお、報告義務者が自らの製品ガスを自ら消費した場合の量については、自己託送ではなく、「自家消費」に当たりますので、「Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫」の「自家消費」に記入してください。

(3) 連結託送

連結託送とは、一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいいます。

報告義務者が調査期間内に取り扱った「件数」及び「量」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

「件数」には、連結託送を利用する小売事業者数を記入してください。報告義務者がガス小売事業も営むガス導管事業者である場合は、自社小売分も1とカウントしてください。(小売託送の考え方と異なりますので、ご注意ください。)

「量」には、連結託送の払出量を記入してください。また、自社小売に係る量も含めてください。(小売託送の考え方と異なりますので、ご注意ください。)

VII 労務

「従業者数」とは、報告義務者の「正規の職員としての身分を有する者」のうち、調査期間内に実際に作業に従事した者の数を記入してください。なお、「正規の職員としての身分を有す

る者」については、以下の考え方によるものとします。

(数に含めない)

- ・休職者及び(出向元会社における)出向者
- ・役員(使用人としての職務を有するものを含む)
- ・パート等の臨時従業者及び委託作業員

(数に含める)

- ・嘱託又は試傭者であつて、給料、賃金科目で給与を支給されている者
- ・(出向先会社における)出向者

4. 四半期調査票(金額調査・様式 1-2)の項目への記入について

○調査期間

1月～ 3月分 : 1月1日～3月末日まで3ヶ月間の取引合計金額

4月～ 6月分 : 4月1日～6月末日まで3ヶ月間の取引合計金額

7月～ 9月分 : 7月1日～9月末日まで3ヶ月間の取引合計金額

10月～ 12月分 : 10月1日～12月末日まで3ヶ月間の取引合計金額

VIII 原料

受入

①海外

自社が海外から調達した原料の「購入金額」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

なお、「購入金額」はCIF価格としてください。「その他()」欄には、掲載されている種別以外の原料について記入し、()内に品種名を明記してください。

②国内

国内で調達した原料の「購入金額」を、単位未満は四捨五入の上、記入してください。

海外産の原料であっても、国内で購入した場合は、②国内欄に記入してください。「その他()」欄には、掲載されている種別以外の原料について記入し、()内に品種名を明記してください。

なお、「金額」には消費税相当額を含めないでください。また、ガス製造事業者に委託して生産した場合の「委託料」は含めないでください。

IX 製品ガス購入・販売

「製品ガス」とは、熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガスをいいます。

「金額」については、単位未満は四捨五入の上、記入してください。なお、「金額」には、消費税相当額、遅収加算額、補償料等は含めないでください。

(1) ガス事業者からの製品ガス購入

他のガス事業者から製品ガスを卸購入している場合は、その「購入金額」を記入してください。

(2) ガス事業者以外からの製品ガス購入

ガス事業者以外の者から製品ガスを卸購入している場合は、その「購入金額」を記入してください。

(3) 卸供給

他のガス事業者へ卸供給した製品ガスの「金額」を記入してください。

(4) 製品ガス販売

製品ガスの「販売金額」を用途別に分類の上、各経済産業局等が管轄する地区の欄に記入してください。

①家庭用

一般家庭用向けに販売した製品ガスの「販売金額」を記入してください。

②商業用

旅館、百貨店、オフィスビル、劇場、娯楽場等向けに販売した製品ガスの「販売金額」を記入してください。

③工業用

原料、素材の製造及び加工等の用途向けに販売した製品ガスの「販売金額」を記入してください。

④その他用

商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けに販売した製品ガスの「販売金額」を記入してください。

X 託送供給

託送供給とは、ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた者（報告義務者）が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であって経済産業省令で定める範囲内のものに依じて、当該他の者に対して導管により製品ガスの供給を行うことをいいます。

なお、「金額」については、単位未満は四捨五入し、消費税相当額、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料及び延滞利息を除いた額を記入してください。

(1) 小売託送

小売託送とは、託送供給のうち、需要場所で払い出す託送供給を行うことをいいます。
報告義務者が調査期間内に取り扱った分の「金額」を記入してください。

(2) 自己託送

自己託送とは、託送供給のうち、報告義務者が他の者から導管により製品ガスを受け入れ、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者の製品ガスの需要に応じて製品ガスの供給を行うことをいいます。

報告義務者が調査期間内に取り扱った分の「金額」を記入してください。

(3) 連結託送

連結託送とは、一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいいます。

報告義務者が調査期間内に取り扱った分の「金額」（事業者間精算収益）を記入してください。